

■■■ 民主主義科学者協会法律部会 ■■■

自衛隊のイラク出兵を阻止し、真のイラク再建に協力することを訴える

2003年12月15日

民主主義科学者協会法律部会理事会

政府は、12月9日の閣議において、「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法」に基づく「基本計画」を決定し、重装備の自衛隊をイラクに出動させることを明らかにした。

多くの報道が伝えるように、現在のイラクでは、米軍主導によるイラク軍事占領に対して、イラク民衆の激しい怒りがわき起こっている。イラクの今日の事態は、もともとは米英軍による違法で不当な武力行使に原因がある。その延長である米軍主軸の軍事占領もまた違法かつ不当であり、イラク国民の要請によるものでもない。軍事占領は日に日にイラク民衆の反感を呼び、激しいレジスタンスの攻撃対象にさえなってきた。12月14日にサダム・フセイン元イラク大統領が米軍によって身柄を拘束されたが、こうした事態になっても、イラクの状況は基本的に変わらない。

こうした状況の中に重武装した自衛隊を投入すれば、日本政府がいかにも「人道復興支援を行う」と「説明」しても通用しない。米英軍による武力行使を直ちに支持した日本政府が、「日米同盟堅持」を叫びながら強行する軍事力の出動は、まぎれもない軍事占領の一環とみなされるのはあきらかである。自衛隊もまたレジスタンスの攻撃対象になり、これに対して自衛隊が戦闘行動をとることは必至である。「戦闘地域には行かない」などというありもしない想定のもとで、実は自衛隊の行くところが戦闘地域になるのである。

軍事占領への参画は日本国憲法の禁止した「交戦権」の行使にほかならず、出動する先々を「戦闘地域」にする自衛隊の出動がもたらすであろう事態は、もはや「武器の使用」では「説明」不能な、れっきとした違憲の「武力行使」となる。

かくして、政府説明による「憲法の制約」でさえ、最終的に、しかもなし崩し的に撤去される。対外政策はこれを非軍事で行うという原則は、ここにきて大転換をもたらすこと必至である。このような、憲法の平和主義をついに窒息死させる対外政策の最終的完成を、私たちは断じて容認しない。

まだ間に合う。日本政府は、圧倒的な国際世論と国内世論に耳を傾け、直ちに自衛隊派兵をとりやめるべきである。

イラクが真に自主的に復興するには、まず米英軍が即時撤退すること、懸念されるイラクの治安は、国連による警察的治安維持組織の派遣によってこれを行うこと、そして主権をイラク人民に移譲し、イラク人民が自主的に編成する政府を早期に建設し、その新イラク政府によって治安を回復し法の支配を確立することである。以上に寄与するため、日本は、政府とNGOによる非軍事的協力につとめなければならない。

以上、緊急に声明する。